

# 医師の入件費、0.43%引き上げ 診療報酬22年度改定 薬価は引き下げ

政府は十九日、医療機関がセーリングの対価として受け取る診療報酬の一〇一二二年四月の見直しで、医師や看護師らの入件費や技術料に当たる「本体」部分を〇・43%引き上げる方針を決めた。プラス改定により、岸田文雄首相が掲げる看護師の賃金アップなどの財源を確保する。政府関係者が明らかにした。

年間四十六円を超える医療費を左右する診療報酬の改定は、政府による二年度予算編成の焦点の一つ。

本体部分を引き上げる方向は固まっていたが、具体的な改定率を巡って調整が続いた。業の公定価格の「薬価」部分は引き下げ、診療報酬金体はマイナスとし国民負担は軽減を図る。

岸田首相が十九日、首相公邸に鈴木俊一財務相と後藤茂之厚生労働相を呼び、

協議した。

診療報酬は原則一年に一度見直す。保険料と税金、患者の自己負担（一・三割）で賄つため、改定率がプラスになれば国民負担が増え、マイナスになれば医療機関の経営は厳しくなる。

看護師の賃上げに加え、二年四月から始まる不妊治療の保険適用を合わせて〇・4%のプラス要因を見込む一方、一定期間に再診



なしで繰り返し使えば「リファイル処方箋」の導入などで〇・2%引き下げる。これに〇・23%上積みし、〇・43%のプラスとする。日本医師会（日医）が新型コロナウイルス禍で悪化した医療機関の経営改善へ向けて大幅な引き上げを要請する一方、財務省は医療費を抑制するためにマイナス改定を主張。政府は〇・3%台の引き上げとする調整に入っていたが、岸田首相が最終判断した。来年夏に参院選を控え、自民党に強い影響力をを持つ医療界に一定の配慮を示した形だ。

前回の一〇年度改定では本体を〇・55%引き上げたが、薬価を-0・01%引き下げ、全体は〇・46%マイナスとした。